

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について

末 澤 国 彦

一 はじめに

刑法第二編第二十三章賭博及び富くじに関する罪は、百八十五条に賭博罪、百八十六条に常習賭博罪・賭博場開張罪・博徒結合罪、百八十七条に富くじ罪を規定する。この章の規定の特徴は、例外規定が多いことである。この例外規定により合法化されているものは、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号、いわゆる宝くじ法）に基づく宝くじ、競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）に基づく競馬、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に基づく競輪、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）に基づくオートレース、モータボート競走法（昭和二十八年法律第二百四十二号）に基づく競艇、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十二号）に基づくスポーツ振興くじがある。さらに平成二十八（二〇一六）年、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八

年法律第十五号、いわゆるIR法)が制定され、いわゆるカジノの解禁に向けて具体策が検討されるようになっていく。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)二条一項四号または五号および十八条に該当するため法令行為(刑法三十五条)で刑事罰の対象にはならないが、いわゆる三店方式と呼ばれる特殊景品を景品交換所に持ち込み現金に交換することができるパチンコ、パチスロも事実上の賭博ではないかという指摘がある。

一方、賭博及び富くじに関する罪の処罰根拠について、判例は「勤労その他正当な原因に因るのでなく、単なる偶然の事情に因り財物の獲得を僥倖せんと相争うがときは、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害する」^①一点に求めている。しかし、これだけの例外規定や例外的行為が事実上存在すると「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風」は害されてしまっているのではないかと考えられ、これらの規定のあり方や取締のあり方が大きな問題となってくる。

そこで、本稿では、この例外規定の嚆矢である競馬法(大正十二年法律第四十七号・いわゆる旧競馬法)の制定過程を検討する。この競馬法の柱は、かつて賭博罪に該当するとして禁止された馬券の発行を、例外法の制定によって合法化させたことにある。これをめぐっては以下のような問題点が浮かび上がる。①いったん刑法に抵触することで禁止された行為を、例外法の制定で合法化することは可能なのか。②可能であるならば、どのような条件を付ける必要があるのか。③競馬法は、賭博罪の例外なのか、富くじ罪の例外なのか、といった点である。このように、いわゆる馬券の合法化をめぐる議論を振り返って検討することを通じて、賭博及び富くじに関する罪のあり方を考える上でのヒントのようなものが見えてくるのではないかと考えられるからである。^②

二 競馬と馬券をめぐる動きと競馬法の制定経緯

(一) 洋式競馬の日本への導入と馬券の黙許

日本における洋式競馬の初めは、文久元（一八六二）年、横浜元町の外国人居留地で開催されたものである。翌年には横浜レース倶楽部を組織した。そして慶応三（一八六七）年、元町から根岸に移転し毎年開催されるようになった。この倶楽部は、居留地に住む外国人の社交娯楽機関であつたため、日本人の入会は不可能であつた。しかし明治八（一八七五）年、西郷従道が自分の持ち馬を出走させたことから、日本人の関与が始まつた。なお、西郷は明治十一（一八七八）年、横浜レース倶楽部が発展して発足した横浜ジョッキークラブ（明治十三年、日本レース倶楽部に改称）の設立発起人の一人である。^③この横浜の競馬は、イギリス式のルールで行われていたため賭けは当然に行なわれていた。また明治二十一（一八八八）年には経営の円滑化のため一枚一ドルの馬券を発行した。この横浜の競馬は、外国人主体で運営されていたため、治外法権の関係で取締は行われなかつた。

一方、日本人による洋式競馬は、馬匹改良と騎兵養成の観点から、明治四（一八七二）年、陸軍によつて主催された招魂社における競馬がその嚆矢である。^④後には招魂社だけでなく吹上御苑で天覧競馬も開催された。^⑤また、明治十二（一八七九）年には、陸軍、海軍、宮内、内務各省が中心となつて共同競馬会社が設立され、戸山ヶ原の陸軍省用地内で開催された。明治十三（一八八〇）年には木村莊平らにより興農競馬会社が設立され、三田の内務省勧農局育種場に設けられた競馬場で開催された。^⑥また、共同競馬会社の競馬は明治十七（一八八四）年、不忍池畔に移転し隆盛をみた。ここでの競馬は、競馬会社主催での賭けは行われず、もっぱら華族の夫人、令嬢らが優勝馬の馬主、騎

手に賞典を与える婦人財囊競走などが行われ、鹿鳴館的な貴顕紳士、淑女の社交の場という性格が強かった。⁽⁷⁾しかし、観客の中には観客同士で賭けを行う者が存在したことも事実である。⁽⁸⁾この不忍池の競馬は鹿鳴館的風潮への批判を受け、明治二十五(一八九二)年、最後の競争を行っている。⁽⁹⁾また、これらとは別に、北海道や九州などの馬産地では、競馬場と競馬倶楽部が設けられ、競馬が行われていた。

さて、馬匹改良の柱は、軍備の近代化を進展させる中で、実用目的に即し、高水準の調教と能力が要求される軍用馬を作り出さなければならぬということである。ところが、日本の在来種の馬の水準は、軍用馬にするには、はるかに劣るものであった。そこで、馬の品種改良、洋種馬の輸入、生産、育成、調教技術や馬術の向上、さらには、これらを円滑に進めて行くための馬事思想の普及といった体系的な馬政が必要とされた。そこで、陸軍と農商務省は産馬事業を奨励するが、収益の問題等から遅々として進まなかった。そのような中、明治二十七(一八九四)年、日清戦争が勃発し日本軍馬の劣悪性が作戦遂行上支障をもたらす事態を招いた。そこで政府は、戦後の明治二十八(二八九五)年、金子堅太郎を会長とする馬匹調査会を設置し、明治三十(一八九七)年までに三回にわたり様々な案が討議され本格的な馬匹改良に向けて動き始めた。⁽¹⁰⁾その直後の明治三十三(一九〇〇)年、北清事変(義和団の乱)が勃発し、ここでも外国軍より「馬の姿をした猛獣」と評されるような日本軍馬の劣悪性を露呈する事態となった。さらに、明治三十七(一九〇四)年に勃発した日露戦争では、日英同盟に基づきオーストラリアから馬を輸入するなどしたものの、戦時中に馬の不足が深刻な事態をもたらすこととなった。そのため、戦時中の明治三十七年に明治天皇の勅命により内閣に設置された臨時馬政調査委員会は馬政第一次計画を立案し、三十年かけて馬匹を改良する計画の実行に入った。その中には、競馬倶楽部を設置して行う競馬の奨励が盛り込まれた。また、戦後の明治二十九

(一九〇六)年、全国の馬政を統一して管轄する馬政局を内閣に設けた。⁽¹¹⁾

競馬の奨励は、馬匹調査会時代から検討されていた。そして、競馬倶楽部の経営を円滑にするためには馬券の発行は必要不可欠とされていた。つまり、不忍池競馬等の日本人による競馬が頓挫したのは資金難によるところが大きく、治外法権下で馬券の発行を行っていた横浜(根岸)の競馬の経営は円滑に行われていたからである。しかし、問題は馬券の賭博性であった。内務・司法両省はこの問題に強い抵抗を示していたが、横浜の競馬における馬券の発行が、条約改正後も事実上黙認状態にあつたことが活用され、陸軍・農商務両省の強い意向で馬券黙許の方針が打ち出された。⁽¹²⁾そして、かねてより馬券を伴う競馬を施行する競馬倶楽部のモデルづくりの検討を行っていた加納久宜、安田伊左衛門らは、明治三十九年二月に東京競馬会の設立趣意書、定款を発表した。その直前の明治二十八(一九〇五)年十二月には、「競馬賭事ニ関スル農商務陸軍内務司法四大臣合議書」が出された。これは東京競馬会側が要求して馬券黙許の言質を獲得したものであった。この合議書の内容は次のようなものである。⁽¹³⁾

(欄外朱書) 持回り十二月二十三日決判(競馬賭事ニ関スル農商務陸軍内務司法四大臣合議書)

明治二十八年十二月十二日

農務局長

(各大臣、次官、文書課長、軍務局長、警保局長、民刑局長の印は省略)

競馬ニ関スル件

発議

産馬事業ニ関シテハ既ニ種馬牧場及種馬所ヲ設ケ洋種馬ヲ海外ニ求メ官民銳意馬匹ノ改良蕃殖ニ努ムト雖モ未タ馬匹ノ技能特長ヲ考試スヘキ機關ナク常ニ遺憾ヲ感スル折柄今回子爵加納久宜外数名主唱シテ府下ニ競馬会ヲ起シ公益法人トナシ以テ馬匹

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について(末澤)

一〇九(六二六)

ニ関スル国民ノ思想ヲ涵養シ産馬事業ノ發達ト馬術ノ進歩トヲ幫助セントス寔ニ時宜ニ適シタル拳ナルヲ認ム蓋シ産馬ノ氣運日ヲ追フテ盛ナルヲ見ルニヨリ競馬会ハ他地方ニモ興起スヘク元來競馬ハ馬匹ノ速度力量ヲ比較シ其ノ技能ヲ審判スル唯一ノ機關ニシテ馬匹改良上必要ノ設備タリ然ルニ其創業費ハ勿論競馬開催毎ニ賞典其他多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ之ヲ維持上大ニ講究ヲ要スルモノアリ他ナシ之ヲ欧米ノ實況ニ徴スルニ競馬会ハ其開催ニ當リ競走馬匹ノ勝敗ヲ賭スル馬券ヲ発売シ或ハ之ニ類スル各種ノ方法ヲ以テ収入ヲ計リ勝者ニハ其幾分ヲ分割附与シ競馬会之ヲ以テ重要ノ収入トナシ觀客之ヲ以テ壯快ノ娛樂トナシ相待テ競馬ノ流行ヲ致シ其盛況ヲ極ムル所以ナリ故ニ若シ其方法(マ)微セハ実益アル競馬ハ到底成立スルコト能ハス是等ノ行為ハ競馬ニ伴フ普通ノ現象ナリト云フヘシ思フニ競馬場ニ於テ競走馬匹ノ勝敗ヲ賭スルカ如キ一時的行為ハ別ニ公安ニ害ヲ及ホスコトアラサルヘキヲ以テ從來横浜ニ於ケル競馬会ノ例ニ倣ヒ默許ニ附シ益々競馬会ノ設立及其發達ヲ促シ就テハ實際ニ臨ミ行違ヲ生セサル様本文ノ趣旨ヲ以テ内務司法兩大臣ヨリ予メ關係部下ヘ内達相成候様致度

右仰高裁

〔附箋〕 競馬ニ関スル凡テノ賭博行為ハ默許スルコトヲ得サルハ勿論ナレトモ単ニ馬匹ノ速度力量技能其他ニ関スル知識ノ優劣ヲ争フ為メ其確保手段トシテ金錢等ヲ賭スル如キハ刑法ニ所謂賭錢博奕ノ行為ニアラサルモノト信セラルルヲ以テ此ノ趣意ヲ内達スルコトハ差支ナシ

波多野

石渡

河村

この合議書で注目されるのは、波多野敬直司法大臣、石渡敏一司法次官、河村讓三郎司法省民刑局長による附箋の部分である。このうち、「単ニ馬匹ノ速度力量技能其他ニ関スル知識ノ優劣ヲ争フ為メ其確保手段トシテ金錢等ヲ賭スル如キハ刑法ニ所謂賭錢博奕ノ行為ニアラサルモノト信セラル」の部分にあくまで馬匹改良の範疇内の馬券のみを黙

許するという司法省側のこだわりが見て取ることができる。

(二) 馬券の禁止

明治三十九年十一月東京競馬会の第一回の競馬が池上競馬場で開催された。この競馬は、予想外の好成績をおさめ、競馬倶楽部は多額の収益を上げた。そのため、全国から競馬倶楽部設立の申請が多数馬政局に寄せられた。その結果、北海道から九州まで全国に十五の競馬倶楽部が認可された。そしておりからの日露戦争後の好景気に支えられ高収益を上げていった。また、産馬界の活気は高まり、馬匹の数は増加し、その資質も高まっていった。

しかし、一方で徐々に弊害も目立つようになりはじめた。それは、①馬券の扱いに不慣れなことから発生する計算ミスや、判定を巡るトラブルによる騒擾の発生。これには博徒が縄張り荒らしだと乗り込むケースもあった。②競馬倶楽部以外に馬券を発行するものが現れ、これに対する取り締まりの必要性。③出走馬の質が不安定で番狂わせによる高配当が続出し投機的になり、射幸性が高まった。④高配当目的での八百長の発生。⑤競馬場内及び競馬場周辺の風紀の悪化。⑥一部の倶楽部は、営利会社を設立して馬券収入をそちらに移し、馬匹改良に関心を示さない、などである。そして、新聞等の論調も好意的なものから徐々に馬券に対する非難に変わり始めた。¹⁴

そして、司法省および内務省も馬券取締の方向を見せ始め、司法省と馬政局との間で文書のやり取りが行われている。¹⁵ また、現行刑法の賭博罪の審議の中でも競馬と賭博罪をめぐって質問が出された。貴族院では明治四十(二九〇七)年二月十二日に次のようなやり取りが行われた。¹⁶

○男爵尾崎三良君　チョット質問シタウゴザイマスガ「偶然ノ輸贏ニ関シ」トアリマスガ、大森アタリデ競馬ヲヤツテ大變ニ賭ヲヤツタト云フノハ此所ニ這入ラヌノデアリマスガ

○政府委員(倉富勇三郎君) 此百八十六条ノ中ニ矢張り這入リマス積リデアリマス

○男爵尾崎三良君 アレハモウ檢拳ハ無カッタヤウデスガ、ドウデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 是ハ唯今ノ刑法デアリマスレバ御承知ノ通り現行ノ場合ヲ檢拳スルト云フコトデアリマスカラ、如何ナル都合デアリマシタカ、其案件ハ起ツテ参リマセヌノデアリマス

一方、衆議院では三月四日に次のようなやり取りが行われた。¹⁷⁾

○宮古啓三郎君 ソレカラ此頃流行ル競馬……競馬モ賭ケルト云フ事柄ノ如キハ此中ニ含ラヌ御見込デアリマスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 競馬ニ賭ケルト云フ事実ガ明瞭致シマセヌケレドモ、若シ單純ニ競争ノ競馬ノ勝敗ニ依ツテ賭事ヲスルト假定スルナラバ、ヤハリ此中ニ含ンデアラウト思ヒマス

ここでの倉富勇三郎東京控訴院検事の答弁では、現時点では黙許であるため特段何もしないが、新刑法施行後は取り締まる用意があることを窺うことができる。さらに、現行刑法施行直前の明治四十一年(一九〇八)年九月には鳴尾速歩会が賭博開帳罪で檢拳されたが、馬券の発行が禁止されたため不起訴とされた。¹⁸⁾一方、競馬倶楽部側も黙許という姑息な手段によらずに競馬法を制定し、馬券の発行を合法化する動きも現れはじめた。¹⁹⁾

馬券の弊害が顕在化することに伴い、貴族院を中心に馬券は賭博であり禁止すべきであることが強く求められるようになった。²⁰⁾このような中、明治四十一年七月十二日第二次桂太郎内閣が発足し、司法大臣には岡部長職、内務大臣には平田東助が就任した。どちらも馬券反対派の貴族院議員であり、馬券の存続はほぼ絶望的状态になった。そして、同年十月一日現行刑法が施行され、その直後の十月六日に馬政局より次のような文書が発せられた。²¹⁾

競馬会ニ於ケル馬券発売ヲ差止ムヘキ旨其筋ヨリ通牒相成候間依命此段及通牒候也

明治四十一年十月六日

馬政局書記官 落合芳蔵

東京競馬会副会頭 男爵 新田忠純殿

これによつて、馬券の発売は禁止されることになった。

(三) 馬券復活運動と競馬法の制定経緯

馬券禁止を受け、政府は同年十一月十六日、競馬規程（明治四十一年閣令第一号）を制定し、競馬規程に適う競馬倶楽部に補助金を交付しここから賞金を出す形のいわゆる公認競馬で競馬の存続を図った。しかし、競馬場の入場者は激減し、また補助金の額は低いため賞金も低くなり、競馬倶楽部の経営や馬匹改良に影響が見られるようになった。そこで、競馬関係者や陸軍（馬政局は、明治四十三（一九一〇）年六月、内閣から陸軍に移管された）を中心に馬券の復活が叫ばれ始めた。当初は、馬券禁止に抗議して損害賠償請求をする動きや全国競馬連合会の「馬券発行禁止問題意見書」²²の提出などが見られたが、現行刑法の賭博罪に抵触するとして禁止された馬券の違法性を阻却するためには例外法を設けて法令行為とする他はないと考えられるようになった。そこで競馬法制定へ向けて動き始めることになる。最初の競馬法案は、馬券禁止の翌年の明治四十二（一九〇九）年の第二十五回帝国議会に議員立法で提出された。これは、次のようなものである。²³

競馬法案

競馬法

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について（末澤）

第一条 本法ニ於テ競馬ト称スルハ専ラ馬匹ノ改良ヲ目的トシ民法第三十四条ニ依リ設立シタル社団法人ノ開催スルモノヲ謂フ

第二条 競馬ノ開催ヲ目的トスル社団法人ノ設立者ハ其ノ申請書ニ定款並左ノ事項ヲ記載シタル起業目論見書ヲ添付スルコトヲ要ス但シ第二項ノ場合ニ於テハ第五号第六号ノ記載ヲ要セス

一 競馬場ノ位置

二 競馬ノ種類

三 馬場ノ長幅形状及設備ノ方法

四 馬見所厩舎其ノ他競馬開催ニ必要ナル建物ノ種類構造並建坪

五 建設費ノ概算

六 建設資金調達ノ方法

競馬場ハ他人ノ建設シタルモノヲ賃借シテ之ニ充ツルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル賃貸借契約ハ馬政長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三条 社団法人ハ競馬ノ開催費、勝馬ノ賞金、抽選新馬ノ補助金、債務ノ償還金、産馬事業ニ対スル補助又ハ奨励金及社団法人ノ経費ヲ補充スル為馬票ヲ発行スルコトヲ得馬票ノ種類金額及其ノ購買数ノ制限ハ馬政長官之ヲ定ム

馬票ハ本法ニ依リ設立シタル社団法人ニ非サレハ発行スルコトヲ得ス之ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス其ノ購買シタル者亦同シ

第四条 競馬規則、馬票発行規則及馬票取扱規程ハ社団法人ニ於テ馬政長官ノ認可ヲ得テ之ヲ定ム

第五条 馬票ハ馬政長官カ定メタル制限ヲ超過シテ之ヲ購買スルコトヲ得ス

学生及未成年者ハ馬票ヲ購買スルコトヲ得ス

競馬ノ主催者タル社団法人ノ理事、監事、審判委員、馬場取締、発馬係、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬開催ノ事務ニ従事スルモノハ馬票ヲ購買スルコトヲ得ス

前三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス其ノ事実ヲ知りテ馬票ヲ発行シタル者亦同シ

本条ノ罪ハ現行犯ニ非サレハ之ヲ罰セス

本条ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテハ別ニ行政処分ヲ以テ一定ノ期間競馬会ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得

第六条 社団法人ノ會計及業務ノ施行ハ馬政長官之ヲ監督ス

馬政長官ハ社団法人ノ事務ノ執行カ不正又ハ不適當ナリト認メタルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止シ若ハ改正セシムルコトヲ得

馬政長官ハ馬政局ノ官吏ヲシテ監督権ノ全部又ハ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第七条 社団法人ノ理事及監事ノ就職ハ馬政長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

馬政長官ハ社団法人ノ行為カ法律命令ニ違反シ又ハ公益ニ害アリト認メタルトキハ理事又ハ監事ノ解職ヲ命スルコトヲ得

附 則

第八条 本法施行前ニ設立シタル社団法人ニシテ第一条ニ該当スルモノハ本法ニ依リ設立シタモノト看做ス但シ未タ競馬場ヲ

建設セサル者ハ第二条第一項ニ規定セル起業目論見書ヲ作り又同条第二項ニ依リ競馬場ヲ賃借セムトスル者ハ其ノ賃貸借契

約書ヲ作り馬政長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第九条 既設ノ社団法人ノ理事及監事ハ本法施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第七条第一項ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について（末澤）

第十条 本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

この法案は、衆議院では、競馬倶楽部関係者や馬主が多かつたため、圧倒的多数で可決された。しかし、貴族院では馬券禁止直後ということもあり、馬券の風教上の害を懸念する意見が多く否決され、成立することはなかつた。

続いて、大正三(一九一四)年の第三十二回帝国議会上に再び議員立法で提出された。これは次のようなものである。⁽²⁴⁾

競馬法案

競馬法

第一条 本法ニ於テ競馬ト称スルハ専ラ馬匹ノ改良ヲ目的トシ民法第三十四条ニ依リ設立シタル社団法人ノ開催スルモノヲ謂フ

第二条 社団法人ハ競馬ノ種類、競馬場ノ位置、馬場ノ設備、諸建築物ノ種類及構造ニ付主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三条 競馬ニ於ケル競走馬匹ノ優劣ヲ判定シ其ノ趣味ヲ増進セシムル為社団法人ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ馬票ヲ発行スルコトヲ得

馬票ハ競馬場内ニ於テ発売シ社団法人ノ会員ニ非サレハ之ヲ購買スルコトヲ得ス

第四条 馬票発行ノ収入ハ勝馬ノ賞金、会員ノ新馬購入ノ補助金、一般産馬事業ニ対スル奨励金及社団法人ノ経費補充等ニ供スルモノトス

第五条 競馬規則、馬票発行及取扱規程ハ社団法人ニ於テ主務官庁ノ認可ヲ経テ定ムルモノトス

第六条 競馬ノ主催者タル社団法人ノ役員及掛員並騎手又ハ馬丁ハ馬票ヲ購買スルコトヲ得ス

第七条 社団法人ノ会計及業務ノ施行ハ主務官庁之ヲ監督ス

第八条 主務官庁ハ必要ト認メタルトキハ競馬ノ開催又ハ馬票ノ発売ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第九条 社団法人ノ役員ノ就職ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

主務官庁ハ社団法人ノ行為カ法律命令ニ違反シ又ハ公益ニ害アリト認メタルトキハ役員ノ解職ヲ命スルコトヲ得

第十条 第八条ノ命令ニ違反シタル者又ハ本法ニ拠リ設立シタル社団法人ニ非スシテ馬票ヲ発行シタル者若ハ之ヲ購買シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十一条 第三条若ハ第六条ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

本条ノ罪ハ現行犯ニ非サレハ之ヲ罰セス

附 則

本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

この法案は、馬券の種類、金額、購買制限に加え、馬券の購入を社団法人の会員に限定するという、強い制限をかけたものであったが、シーメンス事件に伴う停会で審議未了廃案となつてしまつた。

その後、勃発した第一次世界大戦における青島出兵においても日本軍馬の劣悪性に苦しんだため、陸軍は競馬法の必要性を認識するが、難色を示す司法省を説得する必要があつた。そのような中、大正三年四月十六日に発足した第二次大隈重信内閣では、司法大臣に東京競馬倶楽部会長の尾崎行雄が就任した。また、大浦兼武の辞職を受けて農商務大臣に就任した河野広中は松戸競馬倶楽部の会長であつた。さらに、司法省参政官の田川大吉郎は、安田伊左衛門の政友でもあり、司法省を説得する絶好の機会であつた。そして、大正五（一九一六）年二月二十二日、第三十七回帝国議会の貴族院請願委員会における大日本産馬会からの請願に関する審議の中で、島津久賢議員による馬券の発行

の可否について司法省側の見解を問う質問に対し、田川参政官は次のような答弁を行った。⁽²⁵⁾

○政府委員(田川大吉郎君) 馬券ナルモノノ利用セラレマスル範圍程度ト云フニハ一概デハ決シ兼ネルモノデハナイカト思フノデアリマス、ソレデ単ニ馬券発行ト云フコトデ政府ノ意見ヲ問ハレルトナリマスレバ御答ニ困リマスガ、若シ前年行ハレタルト同様ナ程度ニ於テ馬券ヲ発行シ競馬ヲ奨励スルト云フコトニナリマスレバソレハ前年ト同ジヤウナ弊害ヲ醸スコトデアラウカラ、司法当局トシテハ反対スルヨリ外ナイト申上ゲネバナリマセヌ、去リナガラ其馬券ノ発行並ニ理由ヲ何等カノ方法ニ依ツテ制限シテ、先日ノ如キ公ケナ盛ンナ賭博ノ風、射倖ノ弊ヲ助長セシメマセヌデ、之ヲ取締ツテ行ク道ガアレバ競馬法ノ制定モ差支ナイ、但シソレダケノ取締ノ道ガ付クデアラウカ否ヤト云フコトヲ始メニ申上ゲタ通りニ惑フノデアリマス、故ニ司法当局ノ希望シマスダケノ条件ヲ厳正ニ付ケマシテ此法ヲ制定スレバ或ハ請願者ノ希望ニ副ハナクナルノデアルマイカト恐レモ有ツテ居リマス、去リナガラ、然ラバ司法当局ハドレダケノ条件ヲ附加ヘタナラバ制定シテモ差支ナイ意向デアアルカト御問ヒニナリマシタ場合ニ、其条件ハ是々デアルト云フコトハ今確乎ト御話シ申上ゲルコトモ出来マセヌ

この答弁で、司法省は条件次第では競馬法に賛成する方向性を持っていることがわかる。次の問題は風教上の理由で頑なに反対する貴族院をどのように通過させるかということである。貴族院は基本的に政府提出法案を否決しないため、競馬法は議員立法よりも政府提出法案にするのが望ましいとされ、競馬関係者、産馬関係者、陸軍省などでは競馬法を政府提出法案にするための方策が練られた。その一つが大正八(一九一九)年五月十日に発足した馬政委員会であった。⁽²⁶⁾ 委員長には日本騎兵の祖といわれる秋山好古が就任した。ここでは十三回にわたり審議が行われた。特に六月二十日に開かれた第四回委員会では五種類の競馬法案が示されたが、二十三日の第五回委員会で司法省側からすべて賭博であるとされてしまった。⁽²⁷⁾

一方、大正七（一九一八）年八月以降より行われたシベリア出兵においても陸軍は日本軍馬の能力の低さに手を焼くことになった。そこで、政府全体として競馬法成立に向けて動き始めることになった。大正九（一九二〇）年八月十日に馬政長官に就任した石光真臣は、大正十（一九二二）年七月十八日、鈴木喜三郎司法次官と協議を行い、的者に対する配当金に上限を設けるべきという見解を得た。続いて、石光は大木遠吉司法大臣と交渉をし、陸軍大臣からの提案で多くの大臣が反対しなければ司法大臣ひとり反対するようなことはないという回答を得た。そして大正十一（一九二二）年二月二十八日、司法省より一部条文を修正の上、競馬法案に同意する回答を得た。²⁸ところが、山梨半造陸軍大臣は、競馬法の提出により貴族院の反感を買い、陸軍が抱える重要問題が議会を通らなくなることを警戒した。しかし、馬政局が陸軍省から農商務省に移管される前に競馬法を制定させないと軍縮による軍馬の買い上げが激減し、産馬事業が大打撃を受けるなどの説得を受け、陸軍主導で競馬法を制定することを決断した。これ以降は最大の難関である貴族院に対する啓蒙活動や工作が行われた。²⁹

そして、大正十二（一九二三）年三月二日、第四十六回帝国議会に政府提出法案として競馬法案が提出された。衆議院では三月六日の第一読会で委員会審議に付することが決定され、三月六日、八日の委員会で満場一致で可決し、九日の本会議でも圧倒的多数で可決した。³⁰一方、貴族院では三月十日の第一読会で特別委員会審議に付することが決定され、十四日、十七日、二十日、二十一日、二十三日の五回にわたって特別委員会が開かれた。そこでは、一部条文の修正と附則の追加が行われた結果可決された。そして二十四日の本会議では記名投票で行われ、一七五対五〇で可決された。貴族院での修正があったため、再び衆議院に回付され、即座に同意された。このようにして競馬法は、大正十二年四月九日公布され、同年七月一日より施行された。

三 馬券の合法化をめぐる審議と競馬法の内容

馬券の合法化をめぐることは、①馬匹改良や産馬事業の振興といった馬政上の問題、②強硬に反対の姿勢を見せる貴族院をどのように賛成に導くかという政治的問題、③いわゆる山梨軍縮との関連という国防上の問題もあるが、競馬法が刑法の特別法であることから刑法上の問題を検討する。

(一) 特別法制定による違法性の阻却

競馬法反対派は、競馬法は事実上の賭博の解禁であり、いくら馬匹が良くなっても、国民の風紀が墮落しては無意味である。また、禁止された行為に一度例外を認めてしまうと、後々さらなる緩和を求められ、結果として原則が無意味になる。さらに、八百長の問題や倶楽部が利益を求めて不正を行う恐れや財産を失う可能性、教育上の問題などを指摘する。

これに対して、馬券黙許時代の競馬は、無制限であったので弊害が非常に大きかった。そこで、無条件に馬券を売るといふようなことは非常に射幸心を挑発し風教に害があるという立場から無条件で行うことは反対である。しかし、競馬法によって色々な観点から制約をかけ、制約の内容も過去の草案より一段と厳しいものになっているので、弊害は最小限に抑えることができる。また、八百長の問題は刑法の詐欺罪を適用するなど、副次的犯罪については個別に刑法を適用して取り締まることが可能である、というような政府側の答弁が繰り返される。

衆議院の審議においては、次のような質疑応答が代表的なものである。例えば、荒川五郎の質問に対し山梨陸相は次のように答弁している。³¹

○荒川五郎君 只今競馬法提案ノ理由ヲ承リマシテ、先年来物議ノ種トナツテ居ル方面ニモ注意ヲ払ハレタ所ハアルヤウデアリマスガ、(中略) 第二ニハ、国家ノ目的ハ国民ヲシテ自己ノ力ニ依頼致シテ努力スル、所謂自分ノ額ニ汗ヲシテ自分ノ「パン」ヲ食フ氣風ニ導クト云フコトハ、サナキダニ日本人ノ国民性ノ欠点、浮動シ易キ欠点ヲ助長致シテ、真面目ニ自分ノ力ニ依頼シ、奮励スル精神ヲ養成シナケレバナラスト云フ国民指導ノ上ニ、私ハ甚タ宜クナイデハナイカト思フノデアリマス、世間ニハ外国ニモ馬券ヲ許シテ居ルカラト云フノデアリマスガ、外国ニ例ガアルカラト云ツテ、必シモ日本ニ弊害ハ無イトハ申サレナイノデアリマス、況ヤ外国人ト日本人トデハ国民性ノ上、其他ノ点ニ於テ種々ノ相違ガアルノデアリマスカラ、唯々外国ニ實際行ハレテ居ル例ヲ持ツテ来テ、本案ノ効用ヲ断定スルコトハ出来ナイト思ヒマス、況ヤ今日一般ノ国民思想ハ動搖致シテ、兎角安逸遊惰ニ流レ易イ虞アル場合ニ、本案ノ如キ著実ニ自己ノ力我ガ腕ニ依頼スルト云フ精神ヲ措イテ、射倖ニ興味ヲ持タセルヤウニ導クト云フコトハ、其弊ノ及ブ所実ニ少クナイト思フノデアリマス、又世間ニハ勸業債券割増金ヲ許シテ居ル、アノ勸業債券ノ割増金ト殆ド同ジデハナイカト云フ論モアリマス、併シ本案ノ馬券ト勸業債券トハ全く違フノデアリマス、何故カト云フノニ、此馬券ナルモノハ賭事ヤスルノデアアル、勝負ヲ賭ケテヤルノデアアル、勸業債券ニハ賭事ヲ致スコトハナイノデアリマス、又馬券ハ兎角人ノ流レ易イ遊惰ノ風ニ陥ル、観賞ニ導クノデアアルカラ、其弊害ハ決シテ勸業債券ト同一ニ見ルコトハ出来ナイト思フ、随テ我ガ刑法ニ於テモ偶然ノ輸贏ニ財物ヲ賭ケルコトヲ明ニ禁ジテ居ルノデアリマス、百歩ヲ譲リ馬券ニ依リ假令馬ガ發達シ競馬ガ盛ニナツテモ国民ガ亡ンダラドウ致シマスカ、国民ノ前途ニ是ハ重大ナル關係ガアルト思フ、諸君ハ普通選挙ニ對シテハ一般ノ投票ヲ拒マレマスケレドモ、馬ニハ投票權ヲ与ヘヤウトスル、斯ノ如キコトハ昔ハ鹿ト馬ノ議論ガアッタガ、是ハ人ト馬ト云フヨリモマダヨリ以上ノ距離アル大問題ト思フノデアリマス、政府ハ之ヲ認メヌトセラル、ノデアリマスカ、(中略) 以上三点ニ付テ陸軍大臣ノ説明ヲ求メマス(拍手)

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について(未澤)

(中略)

○國務大臣(山梨半造君) 今ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、(中略) 第二点ニ至リマシテハ射倅心ト云フコトガ云々、成程此五円乃至二十円ノ馬券ノ価トシ、ソレヲ唯々十倍ニ配合致シマシタガ、成程是ハ多少射倅心ト云フコトガ加味シテアルト思ヒマス、私ハ絶対ニ無イトハ申シマセヌガ、併ナガラ之ヲ単ニ賭博、単ニ富籤ノヤウニ仰セラレテアリマスガ、是ハ大ニ違フノデアリマス、馬ニハ骨格ガアリ、年齢ガアリ、馬ノ血族ガアリ、即チ其馬ノ履歴ガアリマス、ソレカラ其御者ノ技倆モアリマス、是等ヲ斟酌致シマスレバ。彼此比較致シマシテサウシテ、此馬ハ持久力ガアルデアラウ、此馬ハ後足ノ踏込ガ良イカラ早イデアラウ、斯ウ云フ判断ガ付キマス、巧者ナル乗御者ナラバ十分ニ發展シ得ルダラウト云フ判断ガ付クノデアリマス、此判断力ヲ養ハネバ此競馬ニ趣味ヲ持ツト云フコトハ出来ヌト思ヒマス、唯々勝負ヲ争フノデアリマセヌ、ソレデアリマスカラ大ニ是ハ憑拠スル所ガアルノデアリマス、即チ自己ノ判断ニ依ッテ其証憑ヲ得テ、サウシテ此競技ヲ為ス、斯ウ云フ事ニナリマスルカラシテ、単ニ射倅心云々ト云フコトヲ許リヲ以テ之ヲ申ス訳ニハ行クマイルト斯ウ思ヒマス、(後略)

また、砂田重政の質問に対し山梨陸相と林頼三郎司法省刑事局長は次のように答弁している。³²⁾

○砂田重政君 極テ簡單ニ一点質問ヲ致シタイト思フノデアリマス、本案ハ競馬ニ関シテハ、今日マデ既ニ陸軍省ニ於テハ経験ヲ持ツテ居ラレル問題デアリマス、唯々今日マデ競馬ガ非常ナ賭博ニ類似スル危険アリト云フコトニ依ッテ取消ヲ命ゼラレテ以来、今日マデ此問題ガ懸案ニナツテ居リマスル、最モ重要ナル点ハ所謂国民ノ射倅心ヲ唆ルト云フ点デアルト思フノデアリマス、殊ニ競馬ノ場合ニ於テハ特ニ此番狂ハセト云フコトガ盛ニアル、是ガ一番射倅心ヲ唆ル重要ナル点デアルト思フノデアリマス、随テ競馬ヲ行フ場合ニハ、往々ニシテ此馴合ノ勝負ガアルノデアリマス、所謂八百長ノ勝負ガ行ハレルノ

デアリマス、此場合ニ対シテノ処罰ノ規定ガ此法案ノ中ニハ一点モ無イノデアリマス、此点ハ斯様ナ八百長ニ依ル勝負ヲ行
ウテ番狂ハセヲ行ハシムルト云フコトノ行動ヲ執リタル馬ノ所有者、或ハ競走者、是等ノ者ハ処罰スル必要ナシト云フ意味
ニ於テ、此処罰条項中カラ除カレタモノデアリマスルカ、若クハ他ニ理由ガアツテハ此ノ処罰条項ノ中ニ入レラレナカッ
タノデアアルカト云フ一点ヲ伺ヒタイノデアリマス、吾々ノ考デハ斯ノ如キ馴合ノ勝負ヲ行ツテ之ニ依テ番狂ハセヲ行ウテ、
或ル一部ノ人ニ利得ヲ得セシメタト云場合ニ於テハ、是ハ刑法上ノ詐欺取財トシテ処罰スベナモノデナイカト思フノデアリ
マス、司法大臣ハ此点ニ対シテハ、斯ノ如キ行為ヲ為シタル者ハ、總テ詐欺取財トシテ処罰スルト云フ意思アリヤ否ヤ、此
点ヲ陸軍大臣ト司法大臣カラ御答弁ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

(中略)

○国務大臣(山梨半造君) 今ノニ御答致シマス、此馴合ノ勝負ト云フヤウナ事ガ間々アルト云フ、此弊害ハ恐ラク此競馬營
業者ガ馬券ヲ買ヒ得タ結果ガ、サウ云フ事ガ多々アルト云フコトヲ私共ハ原因ト認メマス、此原因ヲ除リマシタナラバサウ
云フ事ハナイ、即チ競馬関係者ニハ馬券ヲ買フコトヲ禁止シタナラバ此弊害ハ止メ得ル、斯ウ吾々ハ信ジマシテ、サウシテ
之ヲ根絶シヤウト云フ訳デアリマス

(中略)

○政府委員(林頼三郎君) 砂田君ノ御尋ノ点ニ付キマシテハ、今陸軍大臣カラ御答ニナリマシタ通り、此法案ニ於キマシテ
ハソレ等ノ点ニ付テモ十分ノ注意ガ致シテアリマスノデ、實際上余リ起ラヌ事トハ考ヘマスガ、若シ騎手ト馬券ヲ買ヒマシ
タ者ト通謀ヲシテ、サウシテ所謂欺罔方法ヲ講ジテ金ヲ取ルト云フ、斯ウ云ウ事実ニナリマスレバ、是ハ明白ニ刑法ノ詐欺
取財ニ当ルノデアリマスカラ、特ニ此競馬法ニ規定ガゴザイマセヌデモ、一般刑法ニ依ッテ処罰セラレル關係ニナルト思料

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について(末澤)

致シマス(拍手)

一方貴族院では、「空前絶後の大論戦」⁽³³⁾と評されるような反対派と賛成派の長時間にわたる論争が繰り広げられた。反対派の湯浅倉平は、「馬券ノ発売ヲ許スト云フコトハ賭博ノ禁ヲ解クノデアル、国民ノ風紀ヲ墮落セシムル所以デアル、斯様ナ見地ニ基イタモノデアラウト察スルノデアリマス、競馬ニ伴フ所ノ馬券ノ発売ト云フコトニ付キマシテハ思フニ種々ノ見解ノアルコトハ考ヘマスガ、私ノ当局ニ伺ハムトスルノハ此法案ニ定メマシタル方法ニ依リマシテモ是ハ刑法ニ云フ所ノ賭博罪ノ一部ヲ公ニ許スト云フコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマス、言葉ヲ換ヘテ申シマスルト、国民ノ風紀ノ頹廢ノ基ヲ造ル、即チ人ヲ犠牲トシテ、馬ノ改良ヲ図ルト云フコトニ相成ルデアラウト考ヘルノデアリマス」⁽³⁴⁾や「質実ナル穩健ナル方法ニ依リテ、馬ノ改良ヲ図ルト云フコトハ、極メテ困難デアアル、多クノ努力ヲ要スル、深慮ヲ要スル、競馬ニ依ッテ馬券ノ発売ヲ公許シ、国民ノ射倖心ニ訴ヘテ馬ノ改良ヲ図ルト云フコトハ、極メテ容易デアリマス、即チ刑法第百九十五条ノ禁ヲ解イテ賭博ノ一部ヲ解禁ヲ致セバ、ソレデ足ルノデアリマス、質実ナ方法穩健ナ方法、殊ニ財政当局者ニ折衝シテ、陸軍ノ予算金ヲ増加スルト云フコトノ困難ナル方法ヲ避ケテ、国民ノ射倖心ニ訴ヘテ、馬ノ改良ヲナサムトセラルレバ極メテ易イ方法、之ヲ選バレムトスルノデアリマス」⁽³⁵⁾と馬券がもたらす風紀の墮落や馬匹改良は競馬以外の方法があるという主張を展開した。同じく反対派の上山満之進は、特別法の制定による違法性の阻却について「陸軍大臣ハ此制裁ハ極ク嚴重ニスル、故ニ大部分ハ弊害ヲ除クコトガ出来ルト信スルト、斯ウ云フ風ニ仰セニナリマスケレドモ、抑々国民ニ公ニ賭博ヲサスト云フコト自体ガ非常ナ弊害デアール、其自体ヲ許シテ置イテ其末節ヲ多少イヂクラレテモ、ソレハ弊害ヲ輕クスルコトニナリマセウガ、弊害ヲ根絶ノ出来ナイノミナラズ、弊害ノ大部分ハ以前トシテ其俣ニシテアルノデ、寧ロ言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、其弊害ヲ起スノガ

其馬券ノ目的デアアル、ソレヲ起シタ上デ根絶スル方法ヲ採ルト云フコトハ、片手デ暴飲暴食ヲシ片手デ胃散ヲ飲ムノト同ジコトデアアル⁽³⁶⁾と主張する。さらに反対派の土方寧も特別法の制定による違法性の阻却について「刑法デハ賭博ト云ハヌニシテモ、富籤ノ性質ノモノデアアル、罰スルト云フコトヲ政府デ見テ居ルモノヲデス、特ニ除外シテ適法トシヤウト云フ実ニ驚キ入ツタ話デアリマス、此規則ヲ行ツテ、制限ヲ犯ス者ノナイヤウニ取締ルト云フコトハ、出来ヌモノト思ヒマスルガ、出来ナケレバ犯則者ガ看過セラル、訳、取締ガ出来タトスレバ、犯則者ガ出来ル、此法律ニ依ツテ、多クハ罰金刑デアリマスガ、ソレヲ科セラル、コトニナル、其犯罪犯則ト云フモノハ、此法律ガナケレバ無イノデス、競馬法ガナケレバサウ云フ犯則ガ起リヤウガナイ、故ニ本員カラ見マスルト云フト、刑法ノ除外例トシテ設ケタ競馬法アルガ為ニ、ソレナケレバ無イ犯罪ト云フモノヲ生ゼシムルコトニナル、罪人ヲ作ルコトニナル、ト云フコトガ寔ニ不当デアルト思ヒマス⁽³⁷⁾」と主張する。

これに対し、賛成派の西尾忠方は「馬券ノ復活ヲ以テ綱紀肅正ニ結付ケル方モアリマスガ、是ハ少シク御無理カト思フノデアリマス、綱紀肅正ハ官吏或ハ公人ガ、職務ヲ顧ミズシテ窃カニ悪事ヲナス者ヲ弾劾審糺セムトスルモノデアリマシテ、是ハ法人ガ国防上大關係有ル所ノ公益ヲ図ルヲ目的トシテ、厳正ナル制限取締ノ法律ノ下ニ公許セムトスルモノト同一ニ論ズベキデナイト思フノデアリマス、(中略)一般国民ガ馬券ト競馬トヲ理解イタシマシテ、漸次道德的觀念ノ進歩發達イタシマシタナラバ、取締ヲ緩ヤカニシテ欧米ト同様ノ競馬法ニ致シタイト考ヘルノデアリマス、併シ先ヅ今日ノ所ハ是位ノ程度ニ致シマシテ、最初ノ法案トシテハ已ムヲ得マイト思フノデアリマス、本案ハ禁止後実二十六年間ノ懸案デアリマシテ、政府モ馬ノ改良増殖上、百策尽キテ大ナル自信ヲ以テ提出サレタノデアリマスルカラシテ、私ハ其取締監督ニ付キマシテハ、政府ヲ信賴イタシマシテ、即チ弊害ヲ出来ルダケ少ナクシテ大ナル

利益ヲ収メルト云フ信念ヲ以テ、本案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス⁽³⁸⁾と厳正な制限をかければ問題ないことを主張する。また賛成派の磯部四郎は、「単ニ一回二回シカ或ハ三回、四日カ五日シカナイ所ノ、日本全国ニ於テ十一箇所ノ競馬場ニ於テ、所謂馬券ヲ法律ノ制限ノ上ニ発売スル、一時之ニ趣味ヲ有スル者ニ娯樂ヲ与ヘルト云フ事柄ハ綱紀肅正ニ反スルモノデゴザイマセウカ、若シ綱紀^(ママ)肅正ト云フコトヲ以テ論ヲ致シマスナラバ、唯今申上ゲマス通り、偶然ノコトヨリ得ムトスル利益、或ハ偶然ノコトヨリ損失スル事柄ガ、尽ク風紀ヲ害スルモノデアルトシタナラバ、丸デ商業界ハ闇ニナツテ仕舞ヒマシテ、財界是ガ為ニ仆レテ仕舞フト云フヤウナコトニナリハシナイカト思フノデアリマス、又年二十一箇所ニ於テ二回ヅ、アル所ノ競馬ガ、幾分ノ利益ヲ与ヘルト云ツテ、是ガ即チ日本全国七千万ノ人民ノ所謂徳義心ト云フモノヲ仆シテ仕舞フト云フコトハ、ドウモ余リ大業ニ言ヒ過ギテ居ルト思ヒマス、私ノ見ル所デハ斯ノ如ク大業ニ論ゼラレテハ、其反対論ニ賛成セラレムトスル方モ却テ是ハ面倒ナコトデアアル、トンデモナイコトデアルト云ツテ、反対セラレルデアラウト私ハ思フノデス⁽³⁹⁾」と反対派の競馬法は風紀を墮落させるといふ主張を批判した。

一方、司法省も貴族院での審議の中で、競馬法における制限の内容によつて同意する意向を元々持っていたことを表明した、これは次の答弁からも明らかである⁽⁴⁰⁾。

○政府委員(林頼三郎君) 司法省ガ競馬法案ニ向ツテ絶対ニ反対デアッタト云フコトハゴザイヤセヌ^(ママ)、要スルニ競馬法ノ内容如何ニ依ルノデアリマス、従来行ハレ、又外国ナドデ現ニ行ハレテ居リマスヤウナ無条件ニ馬券ヲ売ルト云フヤウナコトデアアルナラバ、是ハ非常ニ射倖心ヲ挑発シ風教ニ害ガアル、ト云フ立場カラ致シマシテ、無条件ニシテ宜イト云フコトハ無論反対ヲシテ居ル、今日デモ反対デアリマス、併ナガラ此法案ニ於キマシテ色々ノ制限ガアリマス、公益法人デナケレバイ

カヌ、一人一枚デナケレバイカヌ、譲リ渡シテハイカヌ、十倍ヲ越エテハイカヌ、ト云フヤウナ種々ナ制限ガアリマシテ、射倅心ヲ挑発スルト云フコトハ甚シクナイ、此程度ニ於テ一方ニ於テハ国防ノ上ニ於テ或ハ産業ノ上ニ於テ非常ニ利益ガアリ、而シテ弊害ト云フモノハ甚ダシクナイ、要スルニ斯ウ云フ射倅的行為ヲ許スカ許サナイカト云フコトモ程度問題デ、先程カラ、純粹論カラ言ヘバ、其賭博ハ禁ジテ居リマセヌ、例ヘバ或ハ勸業債券モ實質カラ言ヘバ富籤デアリマス、之モ許スト云フヤウナコトデモ要スルニ程度ノ問題デアリマス、此法案ニ定メタヤウナ制限ノ下ニ行ハレルモノデアレバ、司法省ハ決シテ不同意ヲ唱ヘテ居ルコトハアリマセヌ、斯ノ如キ制限ノ下ニ競馬法ガ出来マシタノハ最近ノコトデアリマス、司法省ハ誠ニ適當ナル案デアルト考ヘテ居リマス、右様ニ御諒承願ヒマス

このように、競馬以外でも賭博、富くじに類するものがあり、処罰対象になるかどうかは程度の問題である。そこで、競馬法で馬券の発行に制限をかけることによって、違法性は阻却できることが述べられている。つまり、衆議院、貴族院の審議から、競馬はサイコロや花札といった単なる賭博とは異なり、馬に関するデータや騎手の技量など様々な要素を駆使するものであつて、風紀を害するようなものではない。また、馬券の発行についても無制限なものは賭博罪に抵触するが、競馬法により厳格な制限をかけることにより違法性が阻却され、合法化されることが導かれたのである。

(二) 競馬法は賭博罪、富くじ罪どちらの例外なのか

競馬法による厳格な制限で違法性が阻却されるわけだが、次に競馬法は、賭博罪、富くじ罪どちらの例外になるのかという問題が発生する。

一般には賭博と富くじの違いは、①抽選の方法を用いるか否か。②提供される財物の所有権移転の時期、すなわち、

賭博は勝敗が決するまで所有権が移転しないが、富くじは財物の提供と同時に所有権が移転する。③当事者間の財物喪失の危険の有無、すなわち、賭博は胴元と勝者の双方に財物喪失の危険が存するが、富くじでは発売者において財物喪失の危険は存しないということが指摘されている。⁴¹判例も大審院大正三年七月二十八日判決において同様のことを指摘している。さらに同判決は、富くじについては、当選者において利益を得る反面、非当選者においては拠出した財産の全部または一部を失うものでなければならぬことを指摘している。⁴²

競馬法の審議においては、富くじ罪の例外であることが再三にわたって答弁されている。衆議院の審議では、林刑事局長の以下のような答弁が、代表的なものである。⁴³

○林政府委員 (前略) 御承知ノ通り賭博ト、云フ中ニハ三ニ分ケマスルト、狭イ意味ノ賭博ト、富籤ト、射倅行為、斯ウ三ツニ分類ガ出来マス、之ニ付テ法律上ノ取扱ガ各々別々ニナツテ居ルコトハ御承知ノ通りデアアル、ソコデ競馬ニ付テモ是モ御承知ノ通り色々ノ方法ガアリマス、各国デ使ツテ居リマスルモノヲ調べマシテモ一様デナイ、随テ遣方如何ニ依ツテ、粹ノ賭博ニモ当レバ、富籤ニモ当リ、或ハ射倅行為ニモ当リ、或ハ当ラヌコトモアリマセウ、ソレデアリマスカラ一概ニ馬券ヲ売ルト云フ事柄ガ、賭博ニ当ルカドウカ云フコトヲ判断スル訳ニ参リマセヌ、此法案ニ於キマシテハ射倅心ヲ挑発スルコト甚シカラシメナイ為ニ、色々ノ研究ヲ遂ゲテ、色々ノ方法制限等ガ定メテアリマス、法文ニ依ツテ明カナル如ク、馬券ヲ公益法人ガ売ル、サウシテ勝敗ヲ決シタ場合ニ、馬券ヲ売ッタ代金ノ範圍内ニ於テ、馬券ヲ買ッタ者ニ一定ノ額ヲ交付スルト云フコトガ此法律ノ目的ニナツテ居リマス、ソレニ付テモ色々ノ制限ガアルノデアリマスガ、サウ云フ次第デ、法人ノ方ハ絶対ニ損失ヲ負担スルコトハナイ、馬券ヲ買ッタ方ガ或ハ損失ヲ負担シ、危険ヲ負担スルト云フコトハアリマセヌ、法人ハ全然損失ヲ負担シナイ、馬券ヲ買フ者ガ時トシテ損失ヲ負担スルト云フ關係ニナツテ居リマス、サウスルト先程森下君

ノ仰セニナツタ刑法百八十五条——此意味ノ賭博ニハ、土台カラ当リマセヌ次第デアリマス

また、的中者に交付する金銭を「払戻金」と称することについては、次のように答弁している。⁽⁴⁴⁾

○林政府委員 特ニ払戻金ト云フ言葉デナケレバナラヌト云フ理由ハイナ、併ナガラ此言葉ヲ用キマシタ理由ハ、先程森下君ノ御尋ニ対シテ答ヘタ内ニアリマシタ通り、此法案ニ於テハ勝馬投票券買得金ノ範囲内ニ於テ客ニ金ヲ交付スルノデアツテ、法人ノ方ニ於テハ少シモ損失ヲ受ケナイ、即チ狭イ意味ノ賭博デハナイ、斯ウ云フコトヲ主義ト致シテ居リマスノデ、其主義ヲ明ニスルノニハ「払戻金」ト云フ文字ガ適當デアラウ、詰リ馬券ヲ売ツテ会社ノ収入ニナツタ金ノ内デ払ツテヤル、会社ノ自腹デ払フト云フコトガナイ、即チ純粹ノ賭博ニハ当ラヌノデアリマス、斯ウ云フ主義カラ此言葉ニ依ツテ一層現レルト思ヒマス、更ニ適當ナ文字ガアレバ、必シモ「払戻金」デナケレバナラヌト云フ理由ガナイノデアリマス

貴族院の審議においても、林刑事局長は、競馬法が富くじ罪の例外であることを次のように答弁している。⁽⁴⁵⁾

○政府委員（林頼三郎君）（前略）私ノ見ル所ニ依レバ刑法ノ富籤ニ相当スル性質ヲ有ツテ居ル故ニ、此法律ニ於テ認めメラレザルニ拘ラズ此法律ニ定メタヤウナ勝馬投票券ノ発売行為ヲシマスレバ、刑法ノ富籤罪ニ依テ処分サレルト云フコトニナリマス、法律ヲ認めレバソレガ適當ナ行為トシテ処分ガナイト云フコトニナルノデアリマス、ソコデ富籤ト賭博トノ關係ガドウ云フコトデアルカト云フコトモ御尋ネノヤウデアリマスガ、是ハ其偶然ノ事柄ニ依ツテ損失ヲ負担シ、又ハ利益ヲ得ルト云フ事柄ガアルト云フ点ニ於テハ賭博モ富籤モ共通デアリマスガ、賭博ノ方デアリマス、關係者詰リ当事者ガ、或ハ利益ヲ得或ハ損失ヲシマス、利益ヲ得ルカ損失ヲ負担スルカト云フコトハ偶然ノコトニ連ツテ居リマシテ、サウシテ馬ト云フモノデ各当事者ガ損スル、骰子ヲ振ツテヤル、或ハ花札ヲ引イテヤル、其連中デモ誰カガ損ヲスル、利益ヲ得ルト云フコトニナル、富籤ノ方ハソレト趣キヲ異ニシテ富札ヲ売ル者ト買フ者ト斯ウ云フ關係ニナリマス、売ル者ハ一人若クハ極メテ少数

ナ数人デアリマスガ、買フモノハ沢山アル、ソコデ売りマス方ノ者ハ富札ノ關係ニ於テハ少シモ損失ヲ負担スルト云フ危険ハナイ、買ヒマス方ハ当タルト当ラヌトニ依テ丸ツキリ損ヲスル、或ハ数十倍数百倍ノ利益ヲ得ル、斯ウ云フ關係ニナリマス、ソレガ即チ賭博ト富籤ト違フ点デアリマス、(中略) サウ云フヤウナ次第デ此法律ニハ第一ノ公益法人ト云フモノガ勝馬投票券ノ配当金ノ額ヲ超エザル範圍ニ於テ交付スルノデアツテ、如何ナルコトガアツテモソレ以上払フコトハナク、即チ会社ハ絶対ニ損失ヲ負担シナイト云フコトニナツテ居リマス、刑法ノ富籤ノ性質ヲ有シテ居ルト云フコトニ御承知願ヒマス
これらの答弁から明らかなように、勝馬投票券すなわち馬券の「払戻金」は、売り上げの中から交付するものであつて、競馬倶楽部は損失を負担しないので、賭博ではなく富くじに相当する行為であることから富くじ罪の例外であることを主張するのである。

(三) 競馬法の内容

それでは、富くじ罪の例外として違法性を阻却させるための制限を設けた競馬法は以下のような内容である。⁽⁴⁶⁾

競馬法

第一条 馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ヲ図ルコトヲ目的トスル民法第三十四条ノ法人ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ本法ニ依ル競馬ヲ行フコトヲ得

第二条 競馬ノ開催ハ年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ年三回開催スルコトヲ得
競馬開催ノ期間ハ毎回四日内トス

第三条 競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徴収スヘシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ無料入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四条 第一条ノ法人ハ入場者ニ対シ券面金額五円以上二十円以下ノ勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ発売スルコトヲ得

勝馬投票券ノ発売ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ス

第五条 学生生徒又ハ未成年者ニ対シ勝馬投票券ヲ発売スルコトヲ得ス

当該競馬ヲ開催スル第一条ノ法人ノ役員又ハ当該競馬ニ関スル開催執務委員、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬ノ事務ニ従事スル者ニ対シ亦前項ニ同シ

第六条 第一条ノ法人ハ勝馬投票的中者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ売得金ノ額ヲ超エサル範

囲内ニ於テ払戻金ヲ交付スルモノトス但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第七条 入場料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及発売方法並前条ノ払戻金ノ支給方法ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八条 勝馬投票券ヲ発売シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ売得金ノ額ノ百分ノ一以内ニ相当スル金額ヲ政府ニ納付ス

ヘシ

前項ノ規定ニ依ル納付金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ国税ニ次クモノトス

第九条 主務大臣ハ第一条ノ法人ニ対シ馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ノ為必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十条 第一条ノ法人ハ予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一条ノ法人ハ毎事業年度終了後三月内ニ主務大臣ニ決算報告ヲ為スヘシ

第十一条 第一条ノ法人ノ理事及監事ノ就任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二条 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一条ノ法人ノ定款其ノ他ノ規則ノ改正ヲ命シ又ハ其ノ總會ノ決議ヲ取

消スコトヲ得

第十三条 主務大臣ハ第一条ノ法人又ハ其ノ役員ノ行為カ法令若ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 競馬ノ停止

二 勝馬投票券発売ノ停止又ハ制限

三 役員ノ解任

第十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売シタル者

二 第十三条第二号ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売シタル者

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売シタル者

二 第五条ノ規定ニ違反シタル者

三 第五条第二項ニ掲タル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

四 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ払戻金ヲ交付シタル者

五 第七条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非サル券面金額ノ勝馬投票券ヲ発売シタル者

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売スル者ヨリ又ハ第十三条第二号ノ停止若ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売

スル者ヨリ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

三 第五条第一項ニ掲クル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

四 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

五 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル払戻金ノ交付ヲ受ケタル者

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依ル競馬ヲ行フ法人ノ数ハ当分ノ内十一以内トス

まず、第一条で競馬倶楽部は非営利の公益法人とする。そしてこの法人は、第九条から第十三条の規定で主務大臣の強い監督下に置かれ、法令違反や公益を害する場合は、競馬の停止、勝馬投票券の発売停止・制限、役員解任ができるとする。これは、黙許時代の競馬倶楽部が営利追求のあまり、不正や八百長が行われていたことに対するものであり、競馬を営利目的に利用することを禁ずる規定である。また、明治四十二年、大正三年草案でも競馬倶楽部の法人化が規定されていたが、この法人化は、倶楽部と博徒を明確に峻別するためとも考えられる。明治以降の賭博取締は、賭博行為そのものよりも博徒対策に主眼が置かれており、倶楽部は博徒ではないということを示している。⁴⁷ また、主務大臣による強い監督下におくことで、倶楽部の役員に博徒が入り込むことを防ぐ意味合いもある。次に、第二条で開催回数と開催期間の制限を設けた。これは貴族院による修正で、最大三回までと制限が強化された。

第三条で入場料の徴収を義務付けた。これは、競馬場内と場外を明確に区別し、場外では賭けを行わせないことと入場料を払っていない者には投票券を発売しないことを意味する。

第四条で勝馬投票券の金額制限・一人一枚の枚数制限・譲渡禁止である。最低金額を五円としたのは、五円以下だと軽率に投票券を購入させ、いたずらに射幸心を挑発することを防ぐことである。また、上限を二十円とすること一人一枚に制限することで多大な財産上の損失を防ぐことを意味している。ちなみに、当時の大卒平均初任給は四十五円である。

第五条では、第一項で学生生徒・未成年者への発売禁止、第二項で倶楽部役員、競馬関係者への発売禁止である。第一項は、審議の際に学生生徒、未成年者の競馬場への入場を認めているため、これらの者を発売者が見分けることができるのかという指摘がなされた。これについて渡辺為太郎馬政長官は「万一青年以上ノ学生ガ非常ナ変装ヲシテ来マシタ時ニ、或ハ唯今御説ノヤウニ分ラヌコトガアルカト思フノデゴザイマス、併ナガラ先ヅ斯ウ云フ具合ニ間接ニ学生生徒ニ警告ヲ与ヘテ置キマシテ、尚ホ売ル方デモ調査ト致シマシテモ、唯今ノヤウニ戸籍謄本モ何モ持ツテ来ル訳デハアリマセヌカラ分リマセヌガ、一見学生デアルカ否カト云フコトヲ見マシテ、サウシテソレヲ売ルヌヲ決メル、兎ニ角出来ルダケハ調べテ、サウシテ之ニ売ラセルト云フ意思デ拵ヘマシタ⁴⁸」と答弁しており、この規定は教育上の配慮から設けられたものである。第二項は、黙許時代は無制限な発売を認めていたため、競馬関係者が自分たちに有利な配当を得るために八百長を行っていたことに防止するためである。

第六条では、的中者に対し売得金の額の範囲内で払戻金の交付を認めるが、最高倍率を十倍に制限した。これは、

法外な高配当が出ることを防ぐことで射幸心の高揚と風教の悪化を防止することを意味している。

また、四、五、六条に違反した場合は罰金刑以下の刑罰の対象とした。

第十四条一項では、倶楽部以外の者が投票券を発売することを処罰対象とし、法定刑は富くじ罪の法定刑より重い三年以下の懲役または五千円以下の罰金刑にした。

さらに附則第二項で、倶楽部数は当分の間公認されている十一以内とした。これは、貴族院の審議で追加されたものであるが、ここでは倶楽部解散による減数はあるが、新規参入は認める予定はないという答弁がなされている。⁴⁹

このように、現行競馬法よりもきわめて厳格な制限・規制が設けられている。

さらに、倶楽部側は、競馬法施行後「場内取締事項」の紙を入場者に配布し、馬匹改良増殖・馬事思想普及の目的から投票券は馬匹鑑識力を養うためのものであることを強調し、競馬場内での酒類の販売の禁止や入場者の服装の注意などさらに厳しい規制をかけ、場内風紀の乱れに配慮し、あくまで賭博場ではないという姿勢を見せている。⁵⁰

四 おわりに

このように馬券の合法化の問題は、馬匹改良という国策遂行には競馬は不可欠である。しかし競馬には馬券という射幸行為が付随し、これは刑法に抵触するため、この両者を両立させるにはどうあるべきなのかということである。そこで、法をもって厳しい制約をかけることで馬券の持つ弊害を最小限にすることで違法性を阻却して可能になるということしか方法が無かったのである。この点について、加藤友三郎首相が貴族院の審議において「今回ノ競馬法案

ニ付キマシテ、其内容ニ於テ金ヲ賭ケルト云フコトガ即チ綱紀肅正ノ趣旨ニ反スルト云フ御意見ハ一応御尤ニ私モ考ヘル、此見地カラハ私ハ希望イタサナイノデアリマス、併ナガラ一方ニ於キマシテハ良イ馬ヲ作りタイト云フ希望ハ国家トシテモ、軍事上ノ見地カラモ、各種ノ方面カラノ多年ノ要望デアルノデス、而シテ此要望ヲ充タサウト致シマスルニハ、今日マデ政府ノ考ヘテ居リマスル所デハ、此法案以外ニ良案ヲ見出シ得ナイノデアリマス、良案ヲ見出シ得マセヌガ為ニ、多クノ弊害ヲ来サナイ範圍内ニ於テハ、一方馬ヲ奨励スルト云フ方ノ側ノ利益ガ大デアル、決シテ之ガ為ニ弊害絶無ナリトハ当局ト致シテモ考ヘ得ラレナイノデアリマス、良馬ヲ得ル方ノ利益大ナリト考ヘマシテ、此法案ヲ提案イタシ次第デアリマス⁵¹と述べている点からも明らかである。また、刑法に例外を設けることの必要性については、衆議院での審議において山内確三郎司法次官が次のように述べている。⁵²

○山内政府委員 此立法ヲ要スル国策上ノ理由ハ、陸軍次官カラ説明アルト考ヘマス、刑法ノ賭博ニ該ルト云フコトニ致シマシテモ、之ヲ賭博罪トシテ処罰スルニハ、法ノ規定ヲ待タナケレバナラス、而シテ一ツノ賭博行為ヲ処罰スルガ宜イカ、或ハ国策ノ必要上、処罰セズシテ之ヲ罪トシナイガ宜イカト云フ事ハ、一二国策ノ利益カラ来ルノデアリマス、故ニ刑法ヲ犠牲ニ供スルト云フコトハ、之ヲ賭博罪トシテ罰スルヤ否ヤト云フコトヲ立法ヲ以テ定メル、サウ云フ事ニナリマス、是ハ国策ノ必要上、此行為ハ賭博罪ニ非ズト云フコトニ帰着スルノデアリマス

このように国策の利益のために必要という国家的な重要性があるため、特別法をもって刑法に例外を設けることは可能であるということを示している。

また、賭博ではなく富くじの例外にした点については、司法省はこれまで競馬黙許の四大臣合議書では賭博ではないことを信ずという付箋をあえて付けたり、現行刑法施行直前に競馬倶楽部を賭博場開帳罪で摘発した経緯があるた

め、何としても賭博の例外にはしたくない。そこで勝馬投票券・払戻金といった文言を使ってでも富くじの例外とすることで陸軍省や農商務省との妥協を図ったと見ることができるといえる。

このようにして、競馬法は馬匹改良とその前提としての馬事思想普及という国策上の必要性から、厳格な制限をかけた上で富くじ罪の例外規定として制定されたことがわかるのである。

- (1) 最判昭和二十五年十一月二十二日刑集四卷一―号二三八〇頁。
- (2) なお、資料の引用に際し、旧漢字体については現在一般的に使用されているものに適宜改めた。
- (3) 帝国競馬協会編『日本馬政史第四卷』（覆刻版）（昭和五十七年・原書房）六一〇頁。
- (4) 日本競馬史編纂委員会編『日本競馬史第二卷』（昭和四十二年・日本中央競馬会）一二頁以下を参照。
- (5) 堀田至広『競馬及競馬法史』（昭和十一年・帝国競馬協会）三〇頁以下、前掲・『日本競馬史第二卷』六〇―二頁以下を参照。
- (6) 堀田・前掲書五五頁以下、前掲・『日本競馬史第二卷』二四頁以下、立川健治「日本の競馬観（2）」富山大学教養部紀要（人文・社会科学編）二四卷二号（平成三年）七三頁以下を参照。
- (7) 立川・前掲・「日本の競馬観（2）」九五頁以下を参照。
- (8) 立川健治「日本の競馬観（3）」富山大学教養部紀要（人文・社会科学編）二五卷一号（平成四年）七三頁以下を参照。
- (9) 立川・前掲・「日本の競馬観（3）」三四頁以下を参照。
- (10) 前掲・『日本馬政史第四卷』四五頁以下を参照。
- (11) 前掲・『日本馬政史第四卷』八五〇頁以下を参照。
- (12) 立川健治「日本の競馬観（1）」富山大学教養部紀要（人文・社会科学編）二四卷一号（平成三年）四九頁以下を参照。
- (13) 東京競馬倶楽部編『東京競馬会及東京競馬倶楽部史第一卷』（昭和十六年・東京競馬倶楽部）一〇頁以下。

大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について（末澤）

- (14) 東京朝日新聞明治三十九年五月二十三日付、明治四十一年九月二十五日付、東京日日新聞明治四十一年三月一日付、明治四十一年九月二十五日付等。なお、馬券をめぐる当時の世論の動向については、堀田・前掲書九二頁以下を参照。
- (15) 前掲・『東京競馬会及東京競馬倶楽部史第一卷』一七頁以下には、これらのやり取りが記載されている。
- (16) 『第二十三回帝国議会貴族院刑法改正案特別委員会議事速記録第四号』(明治四十年) 三三頁。
- (17) 『第二十三回帝国議会衆議院刑法改正案委員会議録(速記) 第七回』(明治四十年) 六二頁。
- (18) 東京日日新聞明治四十一年十月八日付。
- (19) 日本中央競馬会総務部調査課編『日本競馬史第二卷』(昭和四十三年・日本中央競馬会) 二〇五頁以下を参照。
- (20) 前掲・『日本馬政史第四卷』五八三頁以下を参照。
- (21) 前掲・『東京競馬会及東京競馬倶楽部史第一卷』四八頁。この文書は、各競馬倶楽部に宛てられた。なお、前掲・『日本競馬史第三卷』一一〇頁以下には、この文書が出される直前に桂首相から曾根荒助馬政長官に宛てて馬券禁止に関して送った手紙の全文が掲載されている。また、馬券禁止が確定される経緯については、堀田・前掲書一〇二頁以下を参照。
- (22) 前掲・『東京競馬会及東京競馬倶楽部史第一卷』三〇七頁以下に、全文が掲載されている。なお、馬券復活運動の詳細は、堀田・前掲書一六二頁以下を参照。
- (23) 『第二十五回帝国議会衆議院議事速記録第十六号』官報号外(明治四十二年) 三二二頁以下。なお、成案に至る経緯については、堀田・前掲書一三二頁以下を参照。
- (24) 『第三十一回帝国議会衆議院議事速記録第二十二号』官報号外(大正三年) 四九七頁以下。
- (25) 『第二十七回帝国議会貴族院請願委員会第四分科会議事速記録第六号』(大正五年) 三九頁。
- (26) 馬政委員会設立の経緯は、日本中央競馬会総務部調査課編『日本競馬史第四卷』(昭和四十四年・日本中央競馬会) 五八頁以下を参照。
- (27) 競馬法案の詳細は、前掲・『日本競馬史第四卷』六二頁以下を参照。
- (28) 詳細は、堀田・前掲書三二二頁以下、前掲・『日本競馬史第四卷』一一九頁以下を参照。

- (29) 詳細は、前掲・『日本競馬史第四卷』一三八頁以下を参照。
- (30) なお、委員会審議における委員長は、東京競馬倶楽部専務理事でもある広岡宇一郎であった。
- (31) 『第四十六回帝国議会衆議院議事速記録第三十五号』官報号外(大正十二年)五二九頁以下。
- (32) 前掲・『第四十六回帝国議会衆議院議事速記録第三十五号』五三二頁。
- (33) 前掲・『日本競馬史第四卷』一七三頁。
- (34) 『第四十六回帝国議会貴族院議事速記録第二十一号』(大正十二年)四八三頁。
- (35) 『第四十六回帝国議会貴族院議事速記録第二十七号』(大正十二年)七六七頁。
- (36) 前掲・『貴族院議事速記録第二十一号』四九五頁。
- (37) 前掲・『貴族院議事速記録第二十七号』七五七頁以下。
- (38) 前掲・『貴族院議事速記録第二十七号』七六五頁。
- (39) 前掲・『貴族院議事速記録第二十七号』七七二頁。
- (40) 『第四十六回帝国議会貴族院競馬法案特別委員會議事速記録第三号』(大正十二年)一一頁。
- (41) 小暮得雄「賭博及び富籤に関する罪」団藤重光編『注釈刑法(4)』(昭和四十年・有斐閣)三五〇頁、中神正義・高嶋智光「賭博及び富くじに関する罪」大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第九卷』(第三版)(平成二十五年・青林書院)二一五頁。
- (42) 大判大正三年七月二十八日刑録二〇輯一五四八頁。
- (43) 『第四十六回帝国議会衆議院競馬法案委員會議録第一回』(大正十二年)二頁。
- (44) 前掲・『衆議院競馬法案委員會議録第一回』三頁。
- (45) 前掲・『貴族院競馬法案特別委員會議事速記録第二号』一〇頁以下。
- (46) 官報三二〇五号(大正十二年)二六二頁以下。
- (47) 詳しくは、末澤国彦「明治後期における賭博罪の運用をめぐる一考察」日本法学六十九卷二号(平成十五年)五二頁以下

を参照。

- (48) 『第四十六回帝国議会貴族院競馬法案特別委員会議事速記録第四号』（大正十二年）七頁。
- (49) 『第四十六回帝国議会貴族院競馬法案特別委員会議事速記録第五号』（大正十二年）三頁。
- (50) 芝田清吾『競馬』（大正十三年・東文堂）二六四頁以下には、目黒競馬場の場内取締事項が掲載されている。
- (51) 前掲・『貴族院議事速記録第二十一号』四九五頁以下。
- (52) 前掲・『衆議院競馬法案委員會議録第一回』一頁。